付録（約款第41条関係）

債務負担行為に係る契約の部分払

金額等の計算例

［前提条件］

・請負代金額　　　　　　　400百万円

・支払限度額初年度　　　　198百万円　　　次年度202百万円

・出来高予定額初年度　　　220百万円　　　次年度180百万円

・前払率　　　　　　　　　40％

・部分払の回数　　　　　　初年度3回、次年度2回

・部分払の留保率　　　　　10％（9分金払）

・部分払時の出来高　　　　初年度第1回請求時の出来高　80百万円

〃第2回　　　　　　　　　　 150百万円

〃第3回　　　　　　　　　　 220百万円

※通常、年度の最終回の部分払請求は年度末に行われるので、

第3回目の請求は年度末に行われるものとする。

翌年度第1回請求時の出来高　　280百万円

〃第2回　　　〃　　　　　360百万円

［計算方法］

◎　初年度

○　初年度の前払金額

＝初年度の出来高予定額×4／10

＝220×4／10

＝88百万円

○　初年度第1回の部分払金額

＝請求時の出来高の請負代金相当額×9／10

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－｛請求時の出来高の請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝

×（当該会計年度前払金額／当該会計年度出来高予定額）

＝80×9／10－（0＋0）－｛80－（0＋0）｝×88／220

＝40百万円

○　初年度第2回の部分払金額

＝150×9／10－（0＋40）－｛150－（0＋0）｝×88／220

＝35百万円

○　初年度第3回（年度末）の部分払金額

＝220×9／10－（0＋40＋35）－｛220－（0＋0）｝×88／220

＝35百万円　　……………支払うべき部分払金額

ただし、支払限度額を超えると支払ができなくなるので、支払限度額の余裕額の確認が必要となる。

支払限度額の余裕額＝支払限度額－前払金額－第1回部分払金額－第2回部分払金額

＝198－88－40－35

＝35百万円

第3回目に支払うべき部分払金額（35百万円）は、支払限度額に収まっているので、そのまま支払われることとなる。なお、仮に支払限度額が190百万円であった場合には、支払限度額の余裕額は、27百万円となり、第3回目の部分払については、27百万円しか支払うことができなくなるので、このようなことがないように、あらかじめ支払が可能な範囲内で年度末の出来高予定額を決める必要がある。

◎　次年度

○　次年度の前払金額

＝次年度の出来高予定額×4／10

＝180×4／10

＝72百万円

○　次年度第1回の部分払金額

＝請求時の出来高の請負代金相当額×9／10

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－｛請求時の出来高の請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝

×（当該会計年度前払金額／当該会計年度出来高予定額）

＝280×9／10－（198＋0）－｛280－（220＋0）｝×72／180

＝30百万円

○　次年度第2回の部分払金額

＝360×9／10－（198＋30）－｛360－（220＋0）｝×72／180

＝40百万円

○　工事完成時の支払金額

＝請負代金額－既支払額

＝400－40－88－35－35－72－30－40

＝60百万円